

第4章 計画の推進体制について

平成12年に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が制定されて以来、国および地方自治体にとって情報通信技術を活用した行政運営が大きな課題となっており、電子政府、電子自治体の早期構築が求められています。

そのためには、ITを活用するための情報通信基盤の整備をはじめ、ITによる市民生活の向上、誰でもITを利用できる社会の実現などが緊急かつ重要となっていることから、既存の情報資産の見直し及び活用を図りつつ、本計画に掲げた情報化施策を推進するための体制を以下のとおり整備していきます。

1 職員資質の向上

情報通信技術（IT）革命は、社会経済に変革をもたらすと同時に、行政運営のあり方や各分野の事務処理などに大きな影響を与えつつあります。

そうした時代の変化に職員が対応していけるよう、自己を啓発し、学習ができる研修の機会と場づくりに努め、職員資質の向上を図ります。

（1）初・中級研修を全職員対象に実施

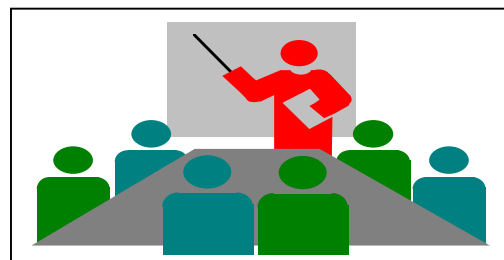
電子市役所を実現するには、職員一人ひとりの情報リテラシーの向上を欠かすことができません。

単なるパソコン操作の基礎を習得するにとどまらず、行政事務を効率化し高度化するためのIT活用や、行政情報・個人情報などを保護するためのセキュリティ知識を深めるなど、ITに関する様々な研修を通して総合的な資質の向上を図ります。

（2）情報化リーダーの育成

各部門のリーダーとなる職員を育成するため、パソコンにある程度精通した職員を対象に、より専門的な研修を行います。

特に、高度な業務ソフトを用いる部門の職員研修を行い、リーダーの育成に努めます。



2 推進組織の設置

情報化が著しく進展する中であって、情報化推進に係る極めて重要な事項の審議等をする機関が必要となっていることから、既存の東大和市電子計算処理運営委員会や幹事会の見直しなどを含め、新たに体制を構築し本計画の円滑な推進に努めていきます。

3 安全性の確保と個人情報の保護

法令や条例等に基づいて、電算処理情報の適正管理を図るとともに、操作者のパスワード管理やウイルス対策ソフトの導入、職員へのセキュリティ意識の向上などに努めています。

今後とも、こうした対策の一層の充実を図るほか、新たな個人情報保護条例の制定、電算情報の総合的な安全性を確保するためのセキュリティポリシーの策定、ICカード等による職員認証基盤を構築するなどにより、個人情報の保護を最優先に考えていきます。

